平成２３年（フ）第２３号
北海道小樽市幸３丁目32番17号
債務者　斉藤　厚子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３１号
北海道小樽市望洋台２丁目17番４号、前住所川崎市幸区南幸町２丁目43番地　フレスコ川崎201
債務者　黒田　泰明
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３４号
北海道小樽市桜３丁目19番20号
債務者　佐野　明美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３８号
北海道小樽市花園４丁目９番17号　石葉荘
債務者　金　　義雄
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５４号
北海道岩内郡岩内町字高台157番地の１　ホリマンション212
債務者　菊地　浩一
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第２０号
北海道苫小牧市日吉町４丁目20番１号　谷本アパート
債務者　飛田そよ子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１４号
秋田県大館市十二所字後田53番地１
債務者　阿部　篤夫
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１５号
秋田県大館市桜町南112、住民票上の住所秋田県大館市池内字上野145番地５
債務者　小料理彩家こと　魚住真規子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３６号
茨城県常総市豊岡町乙990番地２　倉持政浩方、住民票上の住所茨城県常総市水海道森下町4338番地２
債務者　片野　君枝
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６８６号
千葉市稲毛区作草部１丁目12番23号
債務者　安井　正博
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２号
千葉市美浜区打瀬１丁目10番地　パティオス10番街220号
債務者　千葉　勝之
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９号
千葉県市原市千種２丁目11番地11　ソフィアコート千種202
債務者　鎌方　雅子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７号
千葉市若葉区千城台南２丁目７番90号
債務者　飯田　　孝
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３号
千葉市中央区生実町1145番地の206
債務者　粕谷　　実
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９１号
千葉県船橋市上山町２丁目437番地　サニーコーポ上山102号
債務者　齋藤　　真
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０号
石川県小松市川辺町４番地８　市営川辺町住宅小１棟506号室、従前の住所石川県小松市川辺町４番地９
債務者　池神　**劾**春
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３３号
石川県加賀市幸町２丁目63番地　加賀こころの病院、住民票上の住所石川県小松市北浅井町ち３番地３
債務者　安田　芳恵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
金沢地方裁判所小松支部